



第 8 号
53.8.1



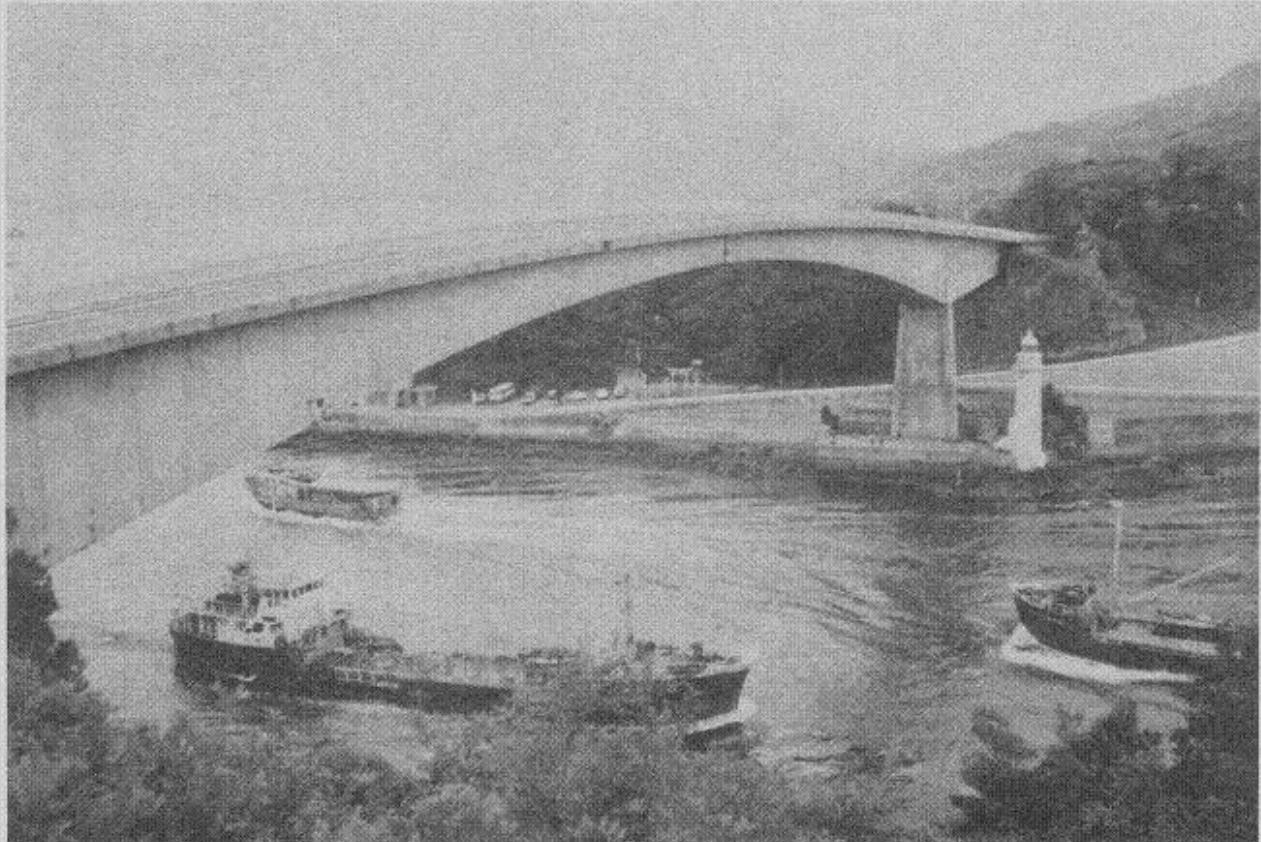
発行者
山口市駅通り 2 丁目 9 番 15 号
山口県土地家屋調査士会
TEL 山口② 5975
郵便番号 753

印刷所
山口市旭通り 1 丁目 1 の 6
桜プリント企業組合
TEL 山口② 1712

目
次

・強制加入	会長	三好 敏夫	(2)
・本部だより 総会の反省と今後の計画	総務部長	細野 毅	(2)
・登記所ロータリー 地積測量図と分間図が相違するもの	登記課	M 生	(3)
・支部めぐり 萩支部からの生放送	萩支部長	竹内 重信	(4)
境界標識設置組合	萩支部	片山 修一郎	(5)
・誌上研修 測量あれ、これ	徳山支部	久野 操	(7)
・北虜行	岩国支部	新本 清人	(8)
・資料 「昭和 52 年度 登記事件種類別内訳」			(6)
「昭和 52 年度 業務年計報告集計表」			(10)
・防長人物抄 名物調査士紹介 ⑧	下関支部	三宅 俊夫	(11)
・お知らせ			(10)(12)

上関大橋 撮影 岩国支部長 高杉 勇助



山口県土地家屋調査士会

強制加入

会長 三好敏夫

調査士法第十九条第一項の「調査士会に入会している調査士でない者は、第二条に規定する土地又は家屋に関する調査、測量又はこれらを必要とする申請手続をすることを業とすることが出来ない。」の規定によつて調査士に対する調査士会の存在が既然としています。

憲法で保障されている、思想及び良心の自由を侵害する調査士法第九条第一項(強制加入)を今一度考えてみましょう。

会員の自由を一部束縛することが出来る調査士会は、調査士法第十四条第二項の「調査士の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行ふことを目的とする。」の規定に定められているように、会員が品位を保持し、調査士として立派な仕事をするよう指導をしなければならないから、会員を強制加入させることが出来ることになっています。

司法書士が、いかに心血をそいで権利登記に取り組まても、表題部に取扱いがあっては、國民が不動産登記制度に不信を抱くもとなるた

め、調査士の業務は不動産登記制度の根幹をなす表示登記について、非常に重要な役割を持つております。

すなわち調査士会は、こうした重要な役割を持つ会員の品位資質を向上させ、立派な仕事をさせるためには、憲法で保障されている個人の自由を一部制限しても止むを得ないという考え方であります。

以上の観点から、会員は会の指導に従つていただかなければなりません。

本部支部の総会、研修会には必ず出席してもらわなければなりません。会の指導に従わない会員に対しては、調査士法第十三条の懲戒があります。

会長は、会員の自由の一部を拘束する施策を講ずる必要があるわけですから、それはあくまでも、有効適切な計画でなければならないと、その責務を痛感しているわけあります。

酷暑残暑を迎える折柄ですが、会員各位は一度身辺をみなおして、品位資質の向上についてお考えください。

そうして、向後、本部、支部がおこなう行事には必ず出席されることを決意してください。

(八月一日)

暑さをふとばし、國民のために益々頑張られるように身体を大事にしてください。

(八月一日)

本部より

総務部長 細野毅

総会の反省と今後の計画

懇親会は盛況で、各支部会員の親睦を深め、橋本川畔の小林亭から望む城下町萩の暮色、玉江橋の水をたたえた静かな風情は、まさに一幅の水墨画の美しさがありました。

宿泊の総会に参加された七十五名の会員の方々には、良き想い出の日となつたことでしょう。

来年度は役員改選期の総会でもあり、中央部の至便な会場が決められることでしょう。

ただ、新入会員の紹介で、新会員の出席があまりにも少ないので残念でしたが、この点再考の要があろうかと思います。

総会で発言のあった「役員選任規則」の報告承認の件は、内容を一部修正の上、当年度中に実現の運びに導きたいと目下検討中であります。

四月一日より責任開始で稼働しています。所得休業補償保険、及び

登記所口一タリー

地積測量図と分間図が 相違するもの

（以下「B」と
いふ。）分間図
が相違する様

A = 土地 = B
(上記等式には許容誤差を含む)

前記等式において、(1)(5)はAとBは符合しているが、内容において全く異なるものである。(1)は現在の登記法の要請に合致しているが、(5)はその逆である。形式的審査の段階においては(1)も(5)も一応正しいものとして取り扱われるが、現地調査を行なって始めて内容において相違することが明らかになる。(5)は図上

測定図は、測量図と呼ばれる。測量図は、測量の典型的な様子である。

(2)(3)(4)の様子は、何れもAとBが相違するが、それぞれ様子が異なっている。以上はただ形式的に等式に基づいて分類したものである。

二、AとBの形状が類似している場合

Aと土地の許容誤差、Bと土地の許容誤差を同等にして考えることは、法第十七条地図を対象にした考え方である。許容誤差の同等でないことが公団の種類としてBと呼称されるゆえんである。また、特長でもある一枚の用紙に図化された、AとBの全体の平均的精度を知ることがBを真に理解することになる。たとえ個々的には問題にならないとしてもAとBが相違する原因を実証的に究明することは、無駄ではないものと思われる。このことはAとBの形状が類似している場合にのみ実証できることである。

前記等式において、(1)(5)はAとBは符合しているが、内容において全く異なるものである。(1)は現在の登記法の要請に合致しているが、(5)はその逆である。形式的審査の段階においては(1)も(5)も一応正しいものとして取り扱われるが、現地調査を行なって始めて内容において相違することが明らかになる。(5)は図上

、賠償責任保険については、加入者数がまだ予定の半数にも充たない実状であります。従来からの連合会グループ保険も運用されていることでもあります。が、会員団結による相互扶助のための保険で十のもので、未加入者の加入を切に希望いたします。

また、この度の日調連総会において、自家共済制度の規則規約が発表されました。

給付は弔慰金が主体で、月会費三五〇円となっていますが、山口会は具体的運用について独自の財源を案

出加算して、特に高齢者会員の救濟にも役立つよう互助会をこれに併用して採用したいと考えています。過年度は、補助者雇用制度の確立を目指して就業規則案を出したが、雇用者福利推進のために、本年は社会保険問題を課題としてとりあげています。

また司調競技ソフトボーラー大会も恒例の行事として、十一月三日、調査士会の引受けで、防府会場において実施することが内定しています。

（七月十日）

三、AとBの形状が全く異なる場合

前記の等式で言うならば一応(2)(3)(4)の様子が該当することになる。この等式は土地の形状が不变であることが前提条件となる。土地の形状が変動すれば等式も変ることになる。ここで考えなければならないことは、変動というこの意味は、一定の期間ではなく過去から現在と継続性のある状態でなければならぬ。土地は過去はこうであったが、現在はこうであると言つた状態は許されない。

Bを利用するうえにおいて、一番大切なことは、土地を知ってBを知ることがAとBの相違する場合の問題の解決になるのではなかろうかと思われてなりません。このことがAとBの相違する場合の登記処理の問題と関連することになるものと考えます。

大抵の場合は、土地を知ってBを利用することによって、土地の形状が不变であることを証明するには、無駄ではないものとされる。このことはAとBの形状が類似している場合にのみ実証できることである。



支部めぐり

秋支部からの生放送

萩支部長 竹内重信

今朝から吉田神社より音楽室が設けられ、秋支部がトランクを切らせて頂きました。

去る五月最初で行なわれた祭定例会の事業によるものであります。その部員会が暮入の内につづかなく終了する事が出来ましたもの。近くからお隸しの諸先生方は細分と不行間の事がありましたが、地理北引受井支那会員一同、これに改めて謝謝致します。父様やおたち御努力頂きました事を心から御礼申し上げます。有難うございました。

さて、今朝は朝晴りもあり暖か雨天公開とでも申しまして、与えられた画面に頗る興味、吉田神社を拝む事から、大谷、小林、山本、宮原、西村、大谷、安田の諸君が来られました。吉田神社の御祭事、御講義計二、説六五千力秆、支那会員二十二名、男子十六名、女子六名、にて成り立つてあります。全員御志の弊意たるや、日々前の利潤達成に

向いたあの御苦勞の如くあり、内にあつて瓦礫道路を自慢し誇りあいを

して、いつに何事、アーバン化も

かの氣熱蒸をぬぐうと頂きます。

去る五月の最后一日まで、吉田神社へ向けて向まゐる三百六十

種類の物として、山本、中野、東本、

山本、吉田、吉岡、本田、諸先生の先

輩の教訓を奉じ、「二」近所に新しく会員となつた、豊田、中野、東本、

上野、西村、諸君を主と共に支那会員

が出席する所から、日頃君みた

いに就かれる事がありますが、確

実な事を御会員一同、どうしてどう

してアーバン化に最も近くに位置す

る事が吉田神社こそ日本の大正開拓

住民である。古く是を会員の輪とな

るなければ、智力に頭を高め日々研

究を積んでいるものであります。

吉田神社において、節年の支那会員費

は、新田交代書らしい時期でもあります。

した、長老父、伊藤義として其職に

いた、英樹先生、金折先生、武多野

先生、島本先生が次々と他界され、

大黒柱を失った事が会員に力ひ、ア

ドを学び、同時に奮起を始めたもの

であります。運ばれた支那会員費

は七年、三十八才、桂川推進委員三

好一筋（重慶八年）三十九才、同井

山修（昭和三年）四十七才は控

して、吉田神社は貴賀先生が

船で船の駕籠、これ又全國に名だた

る貴賀舟を経て長門市、この後も

して、吉田神社は貴賀先生が

モントリオール（第三世界）の同

式船、日本、龍丸丸と號をかえて、

「龍子」と宣傳されるほど、天津

河の港地の大作曲、は上一作、一作が

我が吉田神社の御船であります。

吉田神社の御船であります。

吉田神社が内外に走るよう一大機

会士方、それぞれ船や支那に於いて

活動される先生方に寄りますが、では

結婚式を贈り恩情を口で感謝しますが

、吉田神社が明治百年にして開

拓されたその上に、よく荷物に

化した一大べりのモントリオール

事は、吉田神社が明治百年にして開

拓されたその上に、よく荷物に

化した一大べりのモントリオール

事は、吉田神社が明治百年にして開

拓されたその上に、よく荷物に



新田開拓記



青島・島の森

「さう」と見て、三好坂夫会長のこの道一路、二十年は、三好坂夫と眞理をしたといふ赤穂義士伝の絶唱。その調音子三好一郎の忠告をきかせる。「忠告と奇術は一樣め。次いで歌詞曲なら俺にもまかせと、上村、小林一言ねでならないのが竹本、会場五号で紹介された知道五段、居合道五段。特に居合道は中國地方に難解んで全国競争も時の問題とは言ひんとも御用意の通り。

源氏の二野崎、約1千の路本、何でもかじりたがるが竹内、へ現れ在二味勝負中、等、舞々多面を舞ふれも薪支田ならばこそか。

随分と計測苗を申しました。

どうぞ、薪支田地内にお越しの際は、気兼に社内かけ下さい。

片山が聞く「此の歌では田原、小林一言ねでならないのが竹本、会場五号で紹介された知道五段、居合道五段。特に居合道は中國地方に難解んで全国競争も時の問題とは言ひんとも御用意の通り。

源氏の二野崎、約1千の路本、何でもかじりたがるが竹内、へ現れ在二味勝負中、等、舞々多面を舞ふれも薪支田ならばこそか。

随分と計測苗を申しました。

どうぞ、薪支田地内にお越しの際は、気兼に社内かけ下さい。

えそりでさ。

「さ」と見て、三好坂夫会長のこの道一路、二十年は、三好坂夫と眞理をしたといふ赤穂義士伝の絶唱。その調音子三好一郎の忠告をきかせる。「忠告と奇術は一樣め。次いで

境界標識設置組合

森支部 片山修一郎

昭和四十七年私は竹内事務所の門をくぐった。

そこでの室内の暖房の暖かさは、おおきな出張ぎの我勤方の寒さと較べ先生の餘火を頂いた身にしみ忘れられないものとなりました。

土地を割り、半蔵、トランジスターがいかに発送し、想ってもこれ

思ふまく正確に他人に表現することは不可能であっただろう。

今では、私を取りまく山も、山も、春日キヤード車で走っている。目に見る風景のすべてを想起し、切つたりはったりできるようになつた。

この度に足を踏み入れ調査を行ふ調査は正直無比とは嘗ていいるが、現実の問題として一度底盤船に費用を取っている土地を再調査すること、境界を定めることがないとはいえない。

これは調査技術の点ばかりでなく、御用意した土壟は、現場の周囲に底盤船を設置しないためにかかるのが一番大きな問題だと想る。

御用意した土壟は、現場、周囲、公

樹が一株しなくてはならない。そして、調査士にしてやつかない事は、地面も、土地も、永久に留まらないのに、人間は根から子へ手から孫へと、あるいは供給により三者へと、又開拓者もしかし、やがて今人開拓相手だから始末が悪い。

井戸を開き、これを保証、責任あるべきれたまでは、人がいそつあつても仕事ではない。

そこで、調査標識設置組合の登場となつたのである。

境界標識設置組合とは、國民の私権である土地の境界を明確にするため本組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員の自主的な経済活動を促進せり。その結果的的地位の向上を

図ることを目的として、土地境界標識の埋設を行うものである。

者は立派、見送する目的も立派だが作業は最も多く格好をあまりよくなれ。調査士先生に苦むれるまま頭をもた、土地を掘り、汗をかくになりながら石、水が出ないかと心配しながら頭をもた。

そして仕事を発注した調査士先生も起業家に富むする手筋がある

ことを考える立派が分かる。

しかし、これは土地には歴史があり、不變のものである。そしてそれが調査士の仕事である事を考えるに、いくら手数がかかる必要なのである。

料金の高もあり申請を上げると発注者が伸びないし、組合員は少しに考えなくてはならない。

又、調査士の権限の關係を擴くするうえで必要なものである。これから費用も、土地も、手がかりも、そういう上で地主だから始末が悪い。

井戸を開き、これを保証、責任あるべきれたまでは、人がいそつあつても仕事ではない。

そこで、調査標識設置組合の登場となつたのである。

境界標識設置組合とは、國民の私権である土地の境界を明確にするため本組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員の自主的な経済活動を促進せり。その結果的的地位の向上を

図ることを目的として、土地境界標識の埋設を行うものである。

者は立派、見送する目的も立派だが作業は最も多く格好をあまりよくなれ。調査士先生に苦むれるまま頭をもた、土地を掘り、汗をかくになりながら石、水が出ないかと心配しながら頭をもた。

そして仕事を発注した調査士先生も起業家に富むする手筋がある



誌上研修

測量あれこれ

徳山支部 久野 操



1. 不動産登記法事務取扱手続規則第25条第4項の基準について。

因みにこの条文をあげてみると

第24条第4項

地図を作成するための一筆地図及び地図測定における誤差の限度は、次によるものとする。

1. 市街地地図及びその周辺の地図については、国土調査法施行令別表第4に掲げる精度区分（以下「精度区分」という。）甲1まで。

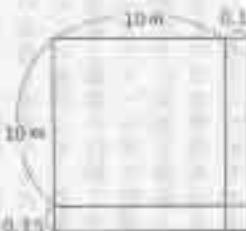
2. 村落・農耕地図及びその周辺の地図については、精度区分乙1まで。

3. 山林・原野地図及びその周辺の地図については、精度区分乙3まで。

と規定されている。

国土調査法施行令別表第4は、改正不動産登記法施行規則・同事務取扱手続規則（草稿本）未尾資料欄9ページ、又は日本土地家屋調査士会編「土地家屋調査士の調査基準実施要領」101ページに掲載されていて、土地家屋調査士にとっては、読みきれない甲1、甲2、乙2とか、平均二乗誤差又は公差とか、いろいろ専門用語が目撃得した訳であるが、土地家屋調査士測定が標準化されて27年目に、薄く合理的な用語がわれわれ土地家屋調査士にも、その必要性が認識されたということであって、むしろ遅きに先した証である。

ところで、測定誤りの「界点間の公差」と、「地図測定の公差」との間に、まことに不合理な問題点があるのに気が付く。それは界点間距離の公差と平島誤差と、地図測定公差と見誤してみれば理解できる。すなまち、距離の公差と、地図の公差との間に、誤和のとれた数値関係が上れていなければならぬのに、距離（界点間の距離）が割合の小さいとすれば、地図に要求される公差が大きくなりくなっていることである。言い換えれば、平板測量の場合、界点間の距離は許容誤差の範囲にあっても測定が許容誤差外にはみでることがある。このときは、トランシット測量



による測定が必要となってくる。
一例をあげてみると、1辺10mの正方形の土地を、精度区分甲2、縮尺250分の1で図解測定したとする。この正しい

地図 A_1 は

$$A_1 = 10.00m \times 10.00m = 100.0000 m^2$$

今かりに辺長に + 0.15m の誤取り誤差があったとすればそれぞれの辺長は、10.15m であるからこの地図 A_2 は

$$A_2 = 10.15m \times 10.15m = 103.0225 m^2$$

地図誤差 FA は

$$A_2 - A_1 = 103.0225 - 100.0000 = 3.0225 m^2$$

となる。

さて、ここで策定点間距離の10mに対する公差は15cm（0.15m）で許容誤差ぎりぎりで合格しているが、地図測定100mに対する公差は0.82mであるから、地図誤差 FA は

$$FA = 3.0225 m^2 / 100m^2$$

となり、この地図測定は不合格ということになる。この場合、地図測定の公差0.82mに十分と、

$$100.00 - 0.82 = 99.18 m$$

となり、辺長測定の誤差を4cm以内にする必要がある。となるとこの誤差は、平板測量ではできない。したがってトランシット測量が要求される。

市街地地図及びその周辺の地図については要求される精度区分は甲2までであるから、この地域の測量では並ともトランシット測量を行わなければならない指標の範囲を示せば、かりに正方形の地形の地図を考え、縮尺150分の1とし、平板測量で3cm以下の誤取りはできないものとすれば次のようになる。（ただし精度区分を甲2とする）

距離	地図	距離公差	地図公差	(要求される) 距離の誤差
10m	100m	15cm	0.82m	4.0cmまで
20	400	30	1.69	4.7
30	900	45	2.63	6.0
40	1,600	60	3.44	6.2
50	2,500	75	4.53	6.6
60	3,600	90	5.64	6.9
			7.66	6.3

上表最右の欄の数字は地図測定の許容誤差ぎりぎりまでをもとの地図に加算してその平方根を求めて引き

出したものであるが、これからすれば、正方形に近い地形では700mまでの地積測定は、必ずトランシット測量が必要だということになる。正方形の地形として考えたのは、要求される距離誤差の範囲を算出するためにとった一つの便法ではあるが、実態の地形は複雑であるため、トランシット測量の実施地積は更に拡大して考える必要があるだろう。境界点間の距離が短ければ短い程、距離の公差はそれに比例して少なくないからである。

国土調査法施行令の示す精度区分をそのまま、土地家屋調査士が行う一筆測量に準用したことは、その理由が何であれ納得できないことではあるが、さきに述べたように、27年ぶりに「精度区分」が規定されたことは、画期的であると思う。しかし、国土調査法施行令別表第4に含まれる考え方は、不動産の表示に関する登記という特殊な形態、実体を見つめると、近き将来これを排除し、独自の精度区分を制定する必要があるのではないかと思う。

2. 土地調査法による国土調査を行って、管轄法務局に地図の収入が完了している地域の一筆測量と、土地区画整理法による区画整理を行い管轄法務局に換地処分の手続きを終え、地図が収入されている地域の一筆測量について。

(1) 土地調査によって行われた測量で、最終段階の一筆測量は、その殆んどは、平板を使用した図解測量であるので、国土調査の完了した土地の土地家屋調査士の行う測量は、平板を使用してもよいのではないか

と考えられる。理論的には、はじめ平板測量を行った土地の地積測量を、トランシットを使用した測量を行っても無意味であると思われるからである。しかし、前項で述べたように、甲2以上の精度を要求される場合には、必ずしもこれを無視する訳にはいかぬ「ムジン」がある。それは、国土調査により行われた一筆測量は、いかに地価の高い地区でも(精度区分甲1が要求される地区でも)やはり平板測量でしめくくっているからであるが、準則第24条第4項の精神を尊重する意味において、精度区分甲2までを要求されている地域については、トランシット測量で処理すべきであろう。

(2) 土地区画整理法の規定による土地区画整理の完了した地域は、図上の換地計画によって、現地に確定測量を行う場合が多い。この場合の確定測量は、公共団体が行ったものは、普通トランシットを使用して確定しているので、爾後、土地家屋調査士が行う一筆測量は、トランシット測量を行うべきだろう。

ただし、小さい区画整理で確定測量を簡単に処理している地域では平板測量でさしつかえないものではあるまい。しかし、精度区分が甲2までのところは、やはりトランシットを利用した方がよいと思われる。

但し、相対誤差、絶対誤差、平均二乗誤差などの理論的な考え方については、改めて本誌に掲載することとする。

資料

昭和52年度登記事件種類別内訳

	法務局集計	%
土地		
表示	964	1.85
分筆	26,311	50.43
合筆	2,257	4.32
地目	18,521	35.50
その他	4,122	7.90
計	52,175	100.00
建物		
表示	15,726	59.63
変更	4,606	17.46
分割	63	0.24
合併	8	0.03
その他	5,970	22.64
計	26,373	100.00

土地家屋調査士

土地の境界はふだんから誰にもわかるようにしておきましょう。

あなたの不動産はあなた自身で守らねばなりません。

「土地家屋調査士」は、あなたにかわって「土地」の分筆・合筆・地目変更・地積更正や、「建物」の新築・増築・区分・とりこわしなどの調査・測量及び登記申請手続きをおこないます。もよりの「土地家屋調査士」にご相談ください。

山口県土地家屋調査士会

山口市駅通り2-9-15 山口県司法会館

P
R
C
O
—
N
A
—

皆がおこなつての業界調査士に
たどり着いてしまいました。
たさん(ケ所)の県内版(3)
でしょに会員の土地家屋調査士に
うにとまつた。四月中に朝日新聞
か。まつた。

広報部

隨想

北

虜

岩国支部 新本清人

行

何時であったか、あなたの趣味は何かね／と突然前任者のある一人の理事の御方より尋ねられた事がある。

「サテ」何んと答えようかなと、口をあんぐりとしていたところ、その質問者曰く、さも自信ありげに私の趣味は狩番と研修です。……と。

その方の名は言えないが何んでもその風貌たるや若き日の三波伸介に似ていたのがすごく印象的である。

さて、私の趣味は何んであろうか、いやあるのか無いのか、判然言ひ難いので、突然の質問には何時も口をあんぐりの時が多い。

ここで述べるのは、趣味と言えるかどうかは問題であるが、自分なりに考えてみて、現在迄比較的に旅に應まれ、幾度か外國の地を踏む機会を得たことである。

旅先にあってその都度、時折々にモしたものが断片的ではあるが幾つかある。

それは私の歩んで來た人生の過程にも似てまとまりのないものであるが、少し御披露出来ればと筆を執る

こととした。

私は過去二十数年来、細々ながらブンビックを持って「なりわい」として来た者の一人であるが、それは地元交換の兄弟分である。分筆であり文筆とは凡そ縁遠いものだし、文章の内容たるや誠に貧弱で恥かしながらの筆の運びである。

私は晴の緒を切つてより今日迄、日本を離れた時期が6ヶ月と記憶している。

遠く暗い想い出のみ強い戦時中のものと、戦後數年を経ていくらか明るくなつてからの、二つの時期に分れよう。

主なものから順に拾つてみると、

① 戦時中の中國大陸とシベリヤ紀行、
② 戰後の台灣、香港、マカオの旅六
日間、③ ④ 復帰前の沖縄へ二回、
⑤ ヨーロッパ九カ国への旅（日調連
二十周年記念）二週間、⑥ 印度、ネ
バール、パンコックの旅二週間、⑦

最近のもので一昨年ヘワイ旅行六日間位である。

古いものから御紹介を申し上げる

とすれば先ず、戰鬪暗き大陸に騎を大きくふくらませ、一片の消耗品であるとも知らず、陸軍の通信兵として昭和十七年来、勇躍下関港を開港連絡船に身を託してより農山河、朝鮮、満洲を経て山海關の國境を超えて初めて見る萬里の長城、瑠璃の甕に映える燕京、北京の古い都、紫禁城の北壁に学ぶこと萬一年。

終えて南京の埠頭より揚子江を遙

航すること週日にして、漢口に上陸、これより、行けども行けども続々強行軍の毎日は、中支の広野つきの処、湖北の地、最前線の宜昌を目前の当陽と言う城門のある街に車装を解く。最前線基地のこの街外れより眺望する楊子江の上流。

長江山峡に月清しと謳われた対岸の山々とその清流は、古き中国の一帯の山水画に見る如き景観である。

これに見入る暇もない。日夜は警戒・夜襲・討伐の繰返しの中での生活であった。

昭和二十年春、再び横州へと転進を開始する。

部隊の徒步による夜行軍の列は、毎日薄暮に行動を起し終夜の行軍を行ない、天明迄に目的地に到着し、昼間睡眠をとると言う累の生活が三ヶ月間と続く。

ようやくにして満洲に入る。

奉天の南、開原の街での生活も東の間、日ならずして、当時の国民皆が、少し御披露出来ればと筆を執る

戦争が終つて「ヤット」恐怖と苦難が薄らぎ人々の安息と希望がもたらされるかと思ひしに奇怪にもソ連軍の捕虜となり混亂と動搖の打統く中性的地や方向すらも教えられぬまま強制抑留の途は北へ北へと続くこととなる。

旧満洲の北端、ソ満国境の町は硝煙と銃撃の傷跡も生々しく薬莢のあちこちに散る荒涼たる、煙草や黒河の町を後に黒龍江（ウスリイ江）の対岸プラゴエスチエンスクよりソ連軍貨物に押込まれた。

かっての将兵も、今や哀れ子羊の群の如く、白樺林の続くバイカル湖を背に、何時しか粉雪の舞うシベリヤ鐵道を西へ西へと轟進する。

誰一人とて語る言葉すら失つた無言の日本兵捕虜の列車は二十五日間走り続けて遂に予想をもし得なかつた中央アジアはウラル山脈の手前カザフ共和国カラカンダと言う小さな炭坑町に下車させられたのは、昭和二十年の春、その月日すら定かに記憶する者もいない。積雪の広く、淋しい、寒い、寒い、塵土のプラットホームであった。

ここに待ち受けていたものは、交替する度毎に柄の悪くなるソ連兵の口汚い罵声と追回し。大人、子供を問わず貧困から来る盜人の群。赤の

革命前の貴族が多いと聞く因人。加るに日本の敗戦よりも一年早く戦を終えた独逸軍の先駆者たる捕虜。西部戦線付近から強制収容されたボーランドやルーマニア国籍の婦女子。中でもロシア語に馴れた、要領のいいゲルマン兵。古参捕虜殿の横暴。

敵軍零下四十五度を下る収容所での貧しい僅少、稚拙の食生活。地下労働、坑内に類似と起る落盤事故に再び懸る保証もない犠牲者の姿。粟粥でもいい、腹一杯喰べてみたないと会う者毎、互いに口にする敵しい飢え。

凍傷と栄養失調にバタバタと倒れて逝った同胞の死水(末後の水)すら取る事さえ許されなかつた。あの苦しさは今も尚忘れ難く暗く淋しい心の奥深く刻まれた傷跡である。

こんな環境下にあって初めて知られたもの、それは自分が生きていた事の喜び、その尊さと昔日の軍隊における位階勲等や階級章に見えた人間の姿に比して、敗戦のショックと捕虜となって階級章を取除かれた時、素っ裸の男同志、人間対人間の感情むき出しの性格、人間性等、どん底の逆境においてのみ知ることの出来た一人一人の偽らざる姿は、当時の苦しかった数々の生活経験と共に終生忘されることの出来ない想い出である。

あの苦しかった時期、環境、試験

の積み重ねは、今も懐かしく唯感謝の気持さえ持つものであるが、あれから三十年を経過した今日この頃で

も、時として夢に出で来る当時の場面に汗ぐっしりとなりめざめる夜もある程である。

PRコーナー

広報部

土地家屋調査士PRキャンペー

ンの一環として、今般、國のようなPRマッチを企画し、会员の協力を求めましたところ、合計四十

九組(一組包)、四〇〇個入り)の御注文をいただきました。

このマッチは、各事務所などに

務内容を少しでも、一般の方々に周知していただくようとの配慮から企画したものであり、その記載内容や表現方法などについて、今後何かと検討すべき点も多々あります。

どうかと思いますので、会员各位のより良きアドバイス・提案提示等を期待致します。

日和見申述書

ある会合でのアナウンスに「トチカヤ調理士会」とあったそな。

今更フンガイしたって仕方がない。

調査士よりも調理士の方が知名度が高いのは、残念ながら認めざるを得まい。

調査士こそ社会的に云々……と、いくら力んで見ても、それが通用しないのも現実である。

「日調連」と言つたとて、調理士の全国組織と思われるのが妥当なところであろう。

この冷酷な現実の認識をもつて我々は世間に對応しなくてはならない。いたずらに、報酬額のアップばかりかわりあつて、どこかの国医師会の手口と何等異なるところがないではないか。

- ◎ 土地の境界は紛争をさけるため、平素から誰にもわかるように境界杭を設置しましょう。
- ◎ 権利を明確にするため、新・増築の建物の表示登記は1ヶ月以内にしましょう。

山口地方法務局・山口県土地家屋調査士会

土地家屋調査士 ○○○○
○○市 ○○町 TEL(○○)○-○○○○

面積換算

1m = 0.55間	1間 = 1.818m
1m ² = (0.55間)	1坪 = (1.818m) ²
0.3025坪	3.305m ²
10m ² = 3.025坪	10坪 = 33.057m ²
1a = 100m ² = 30.25坪 = 約1畝	

お客様のふところ具合ばかりを調査していないで、どうすれば世間から認知され、八ツノアン、鶴さんたちの日常の話題にも気軽に乗るような世間熟知の「土地家屋調査士」になれるかを、とくと調査する必要があると思うのだが……。

お知らせ

叙從六位 特旨を以つて位記を追賜せらる
叙勲五等授瑞宝章

故高田保に叙位叙勳



高田保

昭和五一年十二月三日逝去
(享年七十三才)

故て故人の遺志により興奮士会に対し左記の通りご遺物がありました。
ア山口県土地支所監視官士会
ア土地家屋審査士中国アソシエイト監視官
ニ日本土地家屋審査士会連合会

訃報

磯村滋樹



山形支局	支局長	昭和三十一年十二月五日入会
山形支局	登録係	昭和三十二年六月から三五年六月まで
山形支局	第三六五号	ここに記してご冥福を祈ります。
山形支局		年六月から四〇年六月まで

昭和52年度 業務年計報告集計表

資料

年次	人數	%	土地						建物					
			支 部			地			支 部			地		
(當期)			1人当りの平均件数	1人当りの平均件数	1件当たりの平均件数									
10万円以下	54	20.4												
100万円以下	31	11.7	豊	田	65	1,046,577	16,101	67	1,495,941	22,327	青	島	山	1,046,577
200万円以下	40	15.1	豊	山	81	1,717,499	21,294	85	1,918,083	25,566	山	山	1,717,499	21,294
300万円以下	37	14.0	新	井	80	1,299,920	15,499	86	1,802,873	20,964	新	井	1,299,920	15,499
400万円以下	39	14.3	平	原	80	919,208	11,490	74	1,295,449	16,366	平	原	919,208	11,490
500万円以下	15	5.7	下	關	87	892,405	15,698	75	1,540,091	20,855	下	關	892,405	15,698
			總	計	71	1,143,530	16,106	76	1,584,829	20,853	總	計	1,143,530	16,106
くわん														
1,000万円以下	48	18.1	全	田	56	2,092,815	37,477	74	2,186,132	26,580	全	田	2,092,815	37,477
1,500万円以下	7	2.6	中	田	60	1,833,538	31,331	65	1,500,254	23,446	中	田	1,833,538	31,331
2,000万円以下	1	0.4	山	島	80	1,817,960	29,803	74	1,546,011	26,385	山	島	1,817,960	29,803
3,000万円以上	2	0.8	鶴	島	53	861,633	16,160	53	1,190,017	21,799	鶴	島	861,633	16,160
			鳥	島	50	1,050,732	20,970	54	1,224,662	22,871	鳥	島	1,050,732	20,970
			島	島	58	1,239,108	17,963	66	1,541,923	21,277	島	島	1,239,108	17,963

防長人物抄

名物調査士紹介⑧

下関支部 三宅俊夫

瓦樂多人生

もと五、六年
も務め、主にな
らうか、下関支
部で瓦樂多人生
紹介したことがあ
る。この宇治半導
管でのことだ、たしかに先月末まで、
私の前あたりに居られた三宅さん
の姿が、しばらく見えなくなつた
なと思つてゐた。建物のとんで
もないわけかる、瓦のかけらを想
て見られて、「今度の瓦は木取
機でした」と云つておられてい
たものである。

その瓦所における三宅さんの開
心が、幾十数年にも及ぶもの
と知ったのは、社説がある。この
「ソリビティ」によつてである。た
くさんあると
かげて、和
や・難解經
代にて書
基をつかせ
て、大手撫
手二種出仕。
古元があつめたのは才
明和才能であるので、雅好は多
いときで、古元はかう書け給ひに三十
歳ほどもあつてしまふか、
もうの田中才助方面の才能のみを
主として抱めていたのです。才
能を行つて他下場に入れていたそこ
を、森繁新をうけてこそぞそ
くり、瓦樂、して「瓦樂の山」と也
してしまいました。

従つて、現在のこの「ソリビティ」
は、橋本に始まるものとかう
「瓦樂」だ
の巨大な瓦
業者で、瓦の種類を見たいと条件付けて手
に入れたものもあるという。
また、今もこの大瓦の他で、朝霞
久が子す、ハニーハーフ、ミ
セスル等を唱えておられる街
アホの様には、お馴染みの三
葉一文字の瓦利家の紋とろが入つ
た瓦が置かれている。

何でも、建物の瓦利屋が毎年宿の
とをちで、『福井新聞』にも取り
あげられたことがあるが、脊築屋
が何とか譲つてくれて相三種じかけ
られたとき、ソリビティまでぐん
ぐん

さへ、「瓦利の瓦利は、堺野の萬屋
寺や、防府屋才吉などな」と、
山口市の某名をそば屋や「萬屋の
九の手利の瓦が自立のよさ」と、白
ベンヤが幾つてかが、あれは圓
融で、瓦利才吉の牛乳でありました。

かりて、和
や・難解經
代にて書
基をつかせ
て、大手撫
手二種出仕。
古元があつめたのは才
明和才能であるので、雅好は多
いときで、古元はかう書け給ひに三十
歳ほどもあつてしまふか、
もうの田中才助方面の才能のみを
主として抱めていたのです。才
能を行つて他下場に入れていたそこ
を、森繁新をうけてこそぞそ
くり、瓦樂、して「瓦樂の山」と也
してしまいました。

従つて、現在のこの「ソリビティ」
は、橋本に始まるものとかう
「瓦樂」だ
の巨大な瓦
業者で、瓦の種類を見たいと条件付けて手
に入れたものもあるという。
また、今もこの大瓦の他で、朝霞
久が子す、ハニーハーフ、ミ
セスル等を唱えておられる街
アホの様には、お馴染みの三
葉一文字の瓦利家の紋とろが入つ
た瓦が置かれている。

何でも、建物の瓦利屋が毎年宿の
とをちで、『福井新聞』にも取り
あげられたことがあるが、脊築屋
が何とか譲つてくれて相三種じかけ
られたとき、ソリビティまでぐん
ぐん

さへ、「瓦利の瓦利は、堺野の萬屋
寺や、防府屋才吉などな」と、
山口市の某名をそば屋や「萬屋の
九の手利の瓦が自立のよさ」と、白
ベンヤが幾つてかが、あれは圓
融で、瓦利才吉の牛乳でありました。



会務報告

四月

一日(土) 表示登記の日 無料相談所十一ヶ所開設す。

二日(火) 緊急理事会 於会館 特任制阻止の陳情書作成の為

三日(金) 法司調査者協議会 於翠山庄 新任局長外歓迎会 当番

四日(月) 部長会 於会館 理事会に提出する議案を中心に協議

五日(木) 緊急全国会長会議 於東京 法改正阻止の為の会議

六日(金) (土) 理事会 於会館 総会に提出する議案を中心に協議

七日(月) (火) 監査会 於会館 応接室

八日(水) (木) 徳山・山口・萩三支部総会開催、新本・西山・三好出席

九日(金) (土) 中国プロテク会長会・公職部会開催 於広島市

一〇日(日) 第三十一回定時総会開催 於萩市長北医療センター

一一日(月) 下関支部総会 於下関市歯科医師会館 三好会長出席

一二日(火) 日調達定時総会 於京都市 会長・新本・西山出席

一三日(水) 宇部支部総会 於宇部市総合福祉会館 中原副会長出席

一四日(木) 岩国支部総会 企画部会 於会館

一五日(金) (土) 岩国支部総会 於岩国際観光ホテル 三好会長出席

一六日(日) 司法審士会中国プロテク総会 於かめ福 会長出席

一七日(月) (水) 部長会 於会館

一八日(火) (木) 理事・支部長合同会議 於会館

一九日(水) (水) 企画部会 於会館 登記課との協議会提出議案について

二〇日(木) (水) 登記課との協議会 於会館 局側三名 当会七名 計十名

二一日(金) (金) 自主支部長会 於徳山市丸福ホテル 本部より六名出席

二二日(土) (土) 法司調査者協議会 於法務局会議室 法務局担当

二三日(日) (日) 中国プロテク企画部会 於玉造温泉 新本副会長出席



行事予定

八月上旬

会報「やまぐち」第八号発刊の予定

九月一〇日(日)

中国プロテク会長会議 於宮島グランドホテル

十月三日(日)

本部主催技術研修 於山口市湯田防長苑 推進員中心

中旬

定例調査委員会 於会館

上旬

登記課との協議会 於会館

会員異動状況報告

(四月~七月)

支部	氏名	異動事由	年月日	備考
下関	浜崎 進	住所変更	五二、二二一	
萩	小崎 千代人	事務所変更	五三、三二六	
宇部	西村 兵一		四五、三三三	
山口	今地 嘉勝		四五、三三三	
下関	千代延敏光		四五、三三三	
大田	大田 道著		四五、三三三	
宇部	上田 軍兵		四五、三三三	
岩国	高杉 富美江		四五、三三三	
徳山	磯村 滋樹		四五、三三三	
岩国	久保田 芳樹		四五、三三三	
徳山	隆生		四五、三三三	
保田	入死再脱会	脱会処分	四五、二二一	
磯村	脱会入会	脱会	四五、二二一	
高杉	脱会入会	脱会	四五、二二一	
富美江	脱会入会	脱会	四五、二二一	
上田	脱会入会	脱会	四五、二二一	
軍兵	脱会入会	脱会	四五、二二一	
大田	脱会入会	脱会	四五、二二一	
道著	脱会入会	脱会	四五、二二一	
今地	脱会入会	脱会	四五、二二一	
嘉勝	脱会入会	脱会	四五、二二一	
高杉	脱会入会	脱会	四五、二二一	
富美江	脱会入会	脱会	四五、二二一	
磯村	脱会入会	脱会	四五、二二一	
滋樹	脱会入会	脱会	四五、二二一	
久保田	脱会入会	脱会	四五、二二一	
芳樹	脱会入会	脱会	四五、二二一	
隆生	脱会入会	脱会	四五、二二一	
岩国市平田三丁目二一一番一六号				
徳山市新町二丁目一四番				
岩国市今津町三丁目二二一番一六号				

編集雑記

★酷暑と霖雨のダブルパンチに悩まされる今日このごろ、編集

子もスタッフ切れでいささかばて氣味です。

とかく、ままならぬは天候と景気でしょか。

巷では、「クダ!」「フクダ!」と、何かと騒々しいことです。

★維新の原点・萩支部から、支部めぐり、が始まりました。次は、どこの支部が引き受けさせていただけるでしょうか。

★十二月号の投稿をお寄せください。